

“しらたか”をもっともっといい町に!!  
まちづくりにあなたの声をおきかせください!!

# 「審議会等委員」を 募集します

わたしたちが生活している町を住みよい町としていくためには、わたしたち自らがまちづくりに参画して、みんなで知恵を出し合いながら一つずつ行動に移していくことが必要です。

その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようというかたの募集について定めています。

各審議会等の役割は、まちづくりを進めていくための重要な計画などについて、調査や審議をしながら、町に対し意見を述べていくことです。

①白鷹町振興審議会	5人
②白鷹町国民健康保険運営協議会	3人
③白鷹町図書館協議会	5人
④白鷹町都市計画審議会	2人
⑤白鷹町下水道事業運営審議会	2人
⑥白鷹町水道経営審議会	3人

## 今回委員を募集する審議会等と募集人員

- ◇原則として、白鷹町の他の審議会等の委員でないこと
- ◇原則として、年間複数回開催される会議などに出席できることかた（各審議会等の予定回数は個別要項をご確認ください。）
- ◇白鷹町の議員及び職員でないこと
- ◇次の基準を満たすこと
  - (1)納税等（町税、各種負担金使用料などを含む）の義務を果たしていること
  - (2)公民権を有していること
  - (3)破産宣告を受けていないこと
  - (4)被法定後見人、被法定保佐人被法定補助人でないこと

各審議会等に共通する  
応募資格

## ②白鷹町国民健康保険運営協議会

②白鷹町国民健康保険運営協議会

▼ 応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上のがた

▼ 開催予定回数 年2～3回

程度

▼ 所管部署 教育委員会文化振興係（☎ 85-16146）

## ①白鷹町振興審議会

町の振興実施計画の策定や変更などの審議、計画の実施に関する必要な調査などをを行う機関です。

各審議会等の役割と  
応募資格など

▼所管部署 町民課国保医療  
係（☎ 85-6130）

- ▼述べる機関です。の運営や活動に対して意見を
- ▼応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上のかた
- ▼開催予定回数 程度 年2～3回
- ▼所管部署 振興係(☎85-16146) 教育委員会文化

壬  
期

## (5) 刑執行中の犯罪歴がないこと

